

目 次

巻頭特集	4	会社法	312
民法	9	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (抜粋)	547
動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	113	会社法施行規則	550
借地借家法	117	会社計算規則	630
利息制限法	124	商法 (抜粋)	673
任意後見契約に関する法律	125	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	683
不動産登記法	127	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	727
不動産登記令	154	商業登記法	738
不動産登記規則	183	商業登記規則	759
登録免許税法	236	組合等登記令	780
工場抵当法	250	民事訴訟法	792
抵当証券法	253	民事訴訟規則	837
仮登記担保契約に関する法律	256	民事執行法	869
農地法 (抜粋)	259	民事執行規則	908
信託法 (抜粋)	263	民事保全法	942
供託法	274	民事保全規則	950
供託規則	276	日本国憲法	958
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律	285	刑法	964
司法書士法	292		
司法書士法施行令	305		
司法書士法施行規則	306		

2 前項の請求は、第九百五十二条第二項の期間の満了後三箇月以内になければならない。

〔残余財産の国庫への帰属〕

第九五九条 前条の規定により処分されなかった相続財産は、国庫に帰属する。この場合においては、第九百五十六条第二項の規定を準用する。

第七章 遺言

第一節 総則

〔遺言の方式〕

第九六〇条 遺言は、この法律に定める方式に従わなければならない。

〔遺言能力〕

第九六一條 十五歳に達した者は、遺言をすることができる。

第九六二条 第五条、第九条、第十三条及び第十七条の規定は、遺言については、適用しない。

第九六三条 遺言者は、遺言をする時においてその能力を有しなければならない。

〔包括遺贈及び特定遺贈〕

第九六四條 遺言者は、包括又は特定の名称で、その財産の全部又は一部を処分することができる。

〔相続人に関する規定の準用〕

第九六五條 第八百八十六条及び第八百九十一条の規定は、受遺者について準用する。

〔被後見人の遺言の制限〕

第九六六條 被後見人が、後見の計算の終了前に、後見人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。

2 前項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が後見人である場合には、適用しない。

第二節 遺言の方式

第一款 普通的方式

〔普通的方式による遺言の種類〕

第九六七条 遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によつてしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。

〔自筆証書遺言〕

第九六八条 自筆証書によつて遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第九百九十七条第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその面にある場合にあつては、その面）に署名し、印を押さなければならない。

3 自筆証書（前項の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更しなければならない。

重要条文マーキング **第九六九条** 公正証書によつて遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

〔公正証書遺言〕

第九六九条 公正証書によつて遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

- 一 証人二人以上の立会いがあること。
- 二 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。

2 前項の公正証書は、公証人法（明治四十一年法律第五十

三号）の定めるところにより作成するものとする。

3 第一項第一号の証人については、公証人法第三十条に規定する証人とみなして、同法の規定（同法第三十五条第三項の規定を除く。）を適用する。

〔公正証書遺言の方式の特則〕

第九六九条の二 口がきけない者が公正証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第一項第二号の口授に代えなければならない。

2 公証人は、前項に定める方式に従つて公正証書を作ったときは、その旨をその証書に記載し、又は記録しなければならない。

〔秘密証書遺言〕

第九七〇条 秘密証書によつて遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

一 遺言者が、その証書に署名し、印を押すこと。

二 遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章をもつてこれに封印すること。

三 遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。

四 公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印を押すこと。

2 第九百六十八条第三項の規定は、秘密証書による遺言について準用する。

〔方式に欠ける秘密証書遺言の効力〕

第九七一条 秘密証書による遺言は、前条に定める方式に欠けるものがあつても、第九百六十八条に定める方式を具備しているときは、自筆証書による遺言としてその効力を有する。